

(目的)

第1条 この規程は、産業医科大学組織規程（昭和53年規程第1号）第8条第5項の規定に基づき、産業医科大学病院長候補者の選考等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考の時期)

第2条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、病院長候補者の選考を産業医科大学病院長候補者選考会議（以下「病院長選考会議」という。）に付託する。

- (1) 病院長の任期が満了するとき（次号に該当する場合を除く。）。
- (2) 再任された病院長の任期が満了するとき。
- (3) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (4) 病院長が解任されたとき。
- (5) 病院長が欠員となったとき。

2 病院長選考会議は、前項第1号及び第2号に該当する場合は、原則として任期満了日の3月前までに病院長候補者の選考を行い、理事長に報告するものとし、前項第3号、第4号及び第5号に該当する場合は、速やかに選考を開始するものとする。

(資格)

第3条 病院長候補者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 医療安全確保のために必要な資質、能力を有している者
- (3) 病院の管理運営に必要な資質、能力を有している者

(選考基準)

第4条 病院長選考会議は、前条の規定に基づき、病院長候補者の選考を行う都度、病院長の業績評価を行うとともに、当該評価結果を勘案して選考基準を作成するものとする。

2 議長は、選考基準を理事長に報告し、理事長はこれを公表するものとする。

(病院長候補者の推薦)

第5条 病院長選考会議は、病院長選考会議の委員に病院長候補者の推薦を求めるものとする。

2 病院長候補者の推薦は、病院長選考会議の定める期日までに、次の各号に該当する書類を議長に提出するものとする。

- (1) 病院長候補者の推薦書
- (2) 病院長候補者の履歴書
- (3) 病院長候補者の同意書
- (4) 病院長候補者の所信表明書
- (5) その他病院長選考会議が必要と認める書類

第6条 病院長選考会議の委員は、前条の規定により、病院長候補者として推薦された場合は、被推薦者本人の選考に係る審議の際は、病院長選考会議を退席するものとし、退席の判断については、病院長選考会議の議長が審議状況を勘案し、その都度決定するものとする。

(病院長候補者の決定)

第7条 病院長選考会議は、第5条の規定により推薦された者の中から提出書類に基づき審議し、3名以内の病院長候補者を選考するものとする。

2 病院長選考会議は、前項で選考された病院長候補者に対してヒアリングを実施した上で、総合的に判断して、最終選考を行い、最終病院長候補者1名を決定するものとする。

3 前項に規定するヒアリングを行うときは、日時、場所を病院長候補者及び病院長選考会議の委員にあらかじめ通知するものとする。

4 第1項及び第2項に規定する選考方法は、病院長選考会議において定めるものとする。

5 議長は、議事内容を取りまとめ、議事要旨を作成するものとし、その取扱いについては、病院長選考会議において定めるものとする。

6 産業医科大学病院長候補者選考会議規程（以下「選考会議規程」という。）第2条第1項第3号に規定する委員は医学部教授会に、選考会議規程第2条第1項第2号に規定する委員は病院運営会

議に第1項及び第2項に規定する審議の進行状況及び選考結果を報告するものとする。

7 議長は、最終病院長候補者、選考過程及び選考理由を理事長に報告するものとする。

(公表)

第8条 理事長は、次期病院長を決定したときは、理事会に報告し公表するものとする。

(解任手続)

第9条 病院長の解任手続に係る審査(以下「審査」という。)は、次の各号に該当する場合に行うものとする。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他病院長たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 審査の請求は、次の各号に該当する者から解任の申出をすべき理由を記載した書面により、病院長選考会議に対して行うことができる。

(1) 病院長選考会議の委員の2分の1以上

(2) 理事会の理事(病院長を除く。)の2分の1以上

3 前項の規定により審査の請求があったときは、議長は、速やかに理事長に報告するものとする。

4 病院長選考会議は、審査の請求があったときは、第2項1号及び第2号に規定する者の意見を聴取しなければならない。

5 病院長選考会議は、審査を行うに当たり、病院長に対して弁明の機会を与えなければならない。

6 病院長選考会議は、第2項に規定する審査の請求における解任の申出をすべき理由、第4項に規定する意見の聴取及び前項に規定する病院長の弁明並びに第7条第6項に規定する当該病院長の選考理由等を勘案して審査するものとし、解任の可否について決定しなければならない。

7 議長は、前項の決定について、審査内容等を付して理事長に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、病院長候補者の選考等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和5年2月6日規程第6号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。